

個人の市民税における寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定等に関する要綱

制 定 平成22年12月7日

最近改正 平成28年3月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の7第1項及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第23条の5の規定による個人の市民税における寄附金税額控除の対象とする寄附金の指定等に関して必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 法第314条の7第1項第3号に基づき条例第23条の5第1項に規定する寄附金（以下「3号指定寄附金」という。）は、次の各号に定める基準を満たす寄附金として市長が指定するものとする。

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下「所得税対象寄附金」という。）であること。

(2) 本市住民の福祉の増進に寄与し、本市の区域内に事務所又は事業所を有する法人（設立前のものを含む）、その他の団体並びに所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の受託者（以下「法人等」という。）に対して支出された寄附金又は金銭であること。

(申出)

第3条 3号指定寄附金の指定を受けようとする法人等は、条例第23条の6第1項の規定に基づき、「寄附金指定申出書」（川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）別表第39号様式(1)）に前条の基準を満たすことを証する次の各号に掲げる書類の写しを添付して市長に提出するものとする。

(1) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）の規定による特定公益増進法人であることの証明書

(2) 所得税法施行令の規定による特定公益信託であることの認定書

(3) 租税特別措置法の規定による認定特定非営利活動法人等として認定する旨の通知

(4) 登記事項証明書

(5) 賃貸借契約書

(6) その他前条の基準を満たすものとして市長が認めるもの

2 次条の規定による指定を受けた法人等（以下「3号指定法人」という。）は、前項の規定により申し出た事項に変更があったときは、条例第23条の6第3項の規定に基づき、「寄附金指定変更申出書」（規則別表第39号様式(2)）に変更の内容を明らかにする書類を添付して市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申出書を受理する場合にあって、当該申出書の変更事項につき、第2条に定める基準にかかわらず認めるときは、同条の基準を満たすことを証する書類その他必要書類の提出を省略させることができる。

(審査・指定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申出書を受理したときは、第2条に定める基準に従い、当該申出書、必要に応じて行う現地調査及び申出者からの聴取により内容を審査す

るものとする。

2 市長は前項の規定による審査を行った結果、第2条に定める基準を満たすと認められる場合には、指定期間を定め、条例第23条の5第1項の規定による指定を行うものとする。ただし、有効期間が定められている所得税対象寄附金にあつては、当該有効期間の終期を限度として指定を行うものとする。

3 市長は、前項の指定を受けた寄附金について、第2条に定める基準を満たさないこととなつたと認められるときは、その指定を取り消すものとする。

(通知)

第5条 市長は、第3条の規定により指定の申出を行った法人等又は変更の申出を行った3号指定法人に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により通知するものとする。ただし、第2条に定める基準にかかわらず認めるときは、当該通知を省略することができる。

- (1) 前条第2項の規定による指定を行った場合 様式1
- (2) 前条第2項の規定による指定を行わない場合 様式2
- (3) 前条第3項の規定による指定を取り消した場合 様式3

(告示)

第6条 市長は、条例第23条の6第2項又は第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、その旨を告示するものとする。

- (1) 第4条第2項の規定による指定を行った場合
- (2) 第4条第3項の規定による指定の取消しを行った場合
- (3) 第1号の規定により告示した事項につき変更を生じた場合

(調査・聴取・報告)

第7条 市長は、この要綱の適正な実施を確保するため、必要に応じて指定の申出を行う法人等又は3号指定法人に対して調査、聴取又は報告を求めることができる。

(3号指定法人の事務)

第8条 3号指定法人は、寄附金又は金銭を受領したときは、寄附者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した受領書を交付し、所得税の寄附金控除及び個人の市民税の寄附金税額控除の適用に関する事項を周知するものとする。

ただし、3号指定法人の指定を受け、かつ、次条に規定する4号指定法人の指定を受けた法人等の事務は、次条の規定によるものとする。

- (1) 寄附者の住所
- (2) 寄附者の氏名
- (3) 受領した寄附金の額
- (4) 寄附金を受領した年月日
- (5) 3号指定法人の名称
- (6) 3号指定法人の代表者名

2 3号指定法人は、暦年ごとに前項第1号から第4号まで掲げる事項を別紙様式4に一覧にしてまとめ、寄附金又は金銭を受領した日の属する年の翌年3月15日までに市長に提出するものとする。

(4号指定法人の事務)

第9条 法第314条の7第1項第4号及び条例第23条の5第2項の規定による寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「4号指定法人」という。)は、寄附金又は金銭を受領したときは、寄附者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した受領書を交付し、個人

の市民税の寄附金税額控除の適用に関する事項を周知するものとする。

- (1) 寄附者の住所
- (2) 寄附者の氏名
- (3) 受領した寄附金の額
- (4) 寄附金を受領した年月日
- (5) 4号指定法人の名称
- (6) 4号指定法人の代表者名
- (7) 3号指定法人の指定を受けた場合は、当該指定を受けた旨

2 4号指定法人は、暦年ごとに前項第1号から第4号まで掲げる事項を別紙様式4に一覧にしてまとめ、寄附金又は金銭を受領した日の属する年の翌年3月15日までに市長に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、条例第23条の5第1項に規定する寄附金の指定に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成22年12月7日から施行する。

附 則 一部改正（平成25年3月8日川財市管第521号）

（施行期日）

この要綱は通知の日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

附 則 一部改正（平成28年3月14日川財市管第531号）

この要綱は、通知の日から施行する。

様式1

川財 第 年 月 号 日

所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ 様

川崎市長

川崎市市税条例第23条の5の規定による寄附金の指定通知書

年 月 日付けで提出された川崎市市税条例第23条の5の規定による寄附金について、指定したので通知します。

なお、寄附金税額控除の対象とする寄附金は、年1月1日以後に支出する分からとします。

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

担 当
川崎市財政局税務部 課
電 話 () ー

様式2

川財 第 年 月 号 日

所在地 _____

名 称 _____

代表者氏名 _____ 様

川崎市長

川崎市市税条例第23条の5の規定による寄附金として指定しない
旨の通知書

年 月 日付けで提出された川崎市市税条例第23条の5の規定による寄附金の指定を受けるための申出について審査したところ、次の理由から指定しないこととしたので通知します。

(理由)

担 当
川崎市財政局税務部 課
電 話 () ー

様式3

		川財	第		号
			年		日
所	在	地	_____		
名	称	_____			
代表者氏名		_____	様	川崎市長	
川崎市市税条例第23条の5の規定による寄附金の指定の取消通知書					
年 月 日付け川財 第 号で指定した川崎市市税条例第23条の5の規定による寄附金は、次の理由により 年 月 日に取り消したので通知します。					
(理由)					

担 当 川崎市財政局税務部 課 電 話 () —					

様式 4

川崎市市税条例第23条の5の規定による寄附金の寄附者名簿
 (宛先) 川崎市長

所在地 _____

名 称 _____ 印

年 1 月 1 日 ~ 年 12 月 31 日 分

寄附者の住所	寄附者の氏名	受領した寄附金の額	寄附金を受領した月日
川崎市 区			
川崎市 区			
川崎市 区			
川崎市 区			
川崎市 区			
川崎市 区			
川崎市 区			
川崎市 区			
川崎市 区			
川崎市 区			
川崎市 区			
川崎市 区			
川崎市 区			
川崎市 区			

備考 1 この名簿は、寄附者の住所地が川崎市内にある方について暦年ごとに作成し、寄附を受領した年の翌年3月15日までに提出してください。

2 「寄附者の氏名」の欄は、五十音で記載してください。